

事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)8354
担当部課名	保健福祉部	高齢者福祉課	高齢者福祉係	
事務事業名	ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業		事業コード	11130

1 総合計画における位置づけ

政策名	第1章	安心して生活できる福祉社会をつくります	事業開始年度
基本施策名	第1節	福祉文化の創造とバリアフリーの推進	12年度
施策名	第3施策	バリアフリーによる福祉のまちづくり	

2 実施根拠及び関連法令等

国：介護予防・生活支援事業実施要綱・外出支援サービス事業
市：ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業実施要綱

3 事業概要

(1) 事業の目的	(2) 対象(誰、何)
ねたきり高齢者等に対し、全介助を伴う移送サービスに要する料金の一部を助成することにより、利用者負担の軽減を図り、高齢者の生活の支援に資することを目的とする。	要介護4・5の認定又は要介護3のうち市長が特に認められ、当該事業を必要とする方
	対象数
(3) 平成13年度事業の内容	(4) 総合計画・実施計画における概要
申請先：保健福祉総合相談課、在宅介護支援センター サービスの利用決定：保健福祉総合相談課 サービスの提供：利用者が委託タクシー業者に予約し利用する。 助成内容(額)：利用券を年間12枚交付 市民税非課税世帯：8,100円 その他世帯：5,000円 事業実績：交付人数47名(利用者数36名) 交付枚数328枚(延べ利用回数99回)	なし
	(5) 個別計画の概要
	計画名 相模原市高齢者保健福祉計画
	計画年次 12年度～16年度
	その他の生活支援施策：ねたきり高齢者移送サービス助成

4 評価指標

指標名	サービス需要数	サービス利用率
指標式	サービス利用者数 / 交付人数	サービス利用回数 / 交付枚数
指標設定の意図	利用状況を表す。	利用状況を表す。

5 目標と実績

〔金額単位：千円〕

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標		100	a 77	b 100	100	
指標		35	c 30	d 100	100	
指標			e	f		
事業費	決算(予算)額	188	650	4,044	749	
	人員・時間数	15h	19h	31h	22h	
	人件費	63	80	130	92	
	その他経費					
	合計	0	251	730	4,174	841
特定財源		0	486	2,565	543	

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか			
評価 C ▼	A:達成している (100%)	= 、 、 の平均値 = 53.5%	
	B:一部達成していない(100%> 80%)		
	C:達成していない (80%>)		
$\frac{a}{b} = \frac{77.0}{100.0} \times 100 = 77.0\%$	$\frac{c}{d} = \frac{30.0}{100.0} \times 100 = 30.0\%$	$\frac{e}{f} \times 100 =$	
理由:	利用者の負担が多いため、当該サービスの利用する機会が少ないと考えられる。		

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か			
評価 A ▼	A:適応している	理由:	ねたきり高齢者等の外出機会の提供は、高齢者の在宅生活を維持する上で支援が必要と考える。
	B:一部適応していない		
	C:適応していない		

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か			
評価 A ▼	A:妥当である	理由:	サービスの提供については、民間のタクシー事業者に委託をしている。市は、サービス利用に伴う料金の一部を助成を行っており、利用者の負担軽減をすることで、在宅生活の支援を図る。
	B:一部妥当でない		
	C:妥当でない		

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か			
評価 A ▼	A:代替の可能性ない	理由:	ねたきり高齢者等の外出機会の提供について、市としては、利用料金の一部を助成することによって、利用者の負担を軽減することにより在宅生活の支援を図る。
	B:代替の可能性低い		
	C:代替の可能性高い		

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか			
評価 A ▼	A:満足できる	理由:	対象者の所得制限の廃止と助成額の増額により、前年度に比べ大幅に利用者が増えた。
	B:一部満足できない		
	C:満足できない		

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か			
評価 A ▼	A:有効である	理由:	「バリアフリーによる福祉のまちづくり」という施策実現には、介護保険制度だけでなく、各種の保健・福祉施策の充実が必要であり、当該事業は、一般の交通機関の利用が困難な寝たきり等高齢者の外出支援に寄与していると考えられる。
	B:一部有効である		
	C:有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	成果向上の余地	
	<input checked="" type="checkbox"/> ある	説明: 現行制度は、全介助を必要とする要介護4・5などのねたきり高齢者等を対象としているが、一時的な身体状況により、外出支援を必要とする高齢者への配慮も検討する。
	<input type="checkbox"/> ない	
	コスト改善余地	
<input type="checkbox"/> ある	説明: 現行の事業実施方法について、効率的な運営が図られていると考える。	
<input checked="" type="checkbox"/> ない		

7 総合評価

評価	A ▼	他自治体の類似事業との比較	外出支援サービス事業の実施にあたっては、社会福祉協議会に委託するなど、専用車輛により実施しており、利用者負担については、走行距離により利用者から負担してもらっている。 ・座間市:通院、入退院時などに福祉車輛による送迎を、月～金曜日の間提供。利用者負担は、10km未満500円・10km以上1,000円 ・南足柄市:ハンディキャブ車輛で医療施設、福祉施設への送迎を、原則月4回提供。利用者負担は、10kmまで200円、以後10km毎に200円。	
	今後の進め方			
	<input checked="" type="checkbox"/>			継続
	<input type="checkbox"/>			見直し
	<input type="checkbox"/>			廃止
<input type="checkbox"/>	完了	説明	ねたきり高齢者等の外出機会を提供することは、高齢者の在宅生活を支援する上で必要である。また、ケガなどによる一時的な身体状況により、外出支援を必要とする高齢者への配慮も検討する。	

8 二次評価における変更点

--